

令和3年度 第1回
熊本市災害義援金配分委員会

日時:令和3年(2021年)12月21日(火)15:00~

会場:熊本市議会議会棟2階総務委員会室

令和3年度 第1回熊本市災害義援金配分委員会 議事資料

I 現在の状況報告 (令和3年(2021年)11月30日現在)

(1) 被害状況

人的被害	死亡者	88名
	重傷者	772名

住家被害	全壊	5,764件
	大規模半壊	8,972件
	半壊	38,964件
	一部損壊	82,983件

(2) 現在の配分基準

	配分基準額	配分基準額	
		うち県義援金	うち市義援金
死亡者	1,020,000円	1,000,000円	20,000円
重傷者	102,000円	100,000円	2,000円
全壊・解体	877,000円	850,000円	27,000円
全壊・解体 【非課税世帯】	1,077,000円	1,050,000円	27,000円
大規模半壊・半壊	438,500円	425,000円	13,500円
大規模半壊・半壊 【非課税世帯】	538,500円	525,000円	13,500円
一損(修理)	100,000円	100,000円	-
一損(非課税)	30,000円	-	30,000円
一損(ひとり親)	30,000円	-	30,000円

(3) 受入状況 (令和3年3月31日受付終了)

本市への受入状況	受入額	うち県義援金	うち市義援金
	35,485,142,953円	33,829,547,055円	1,655,595,898円

【参考】 県及び受付団体の 受入状況	受入額	うち熊本県	うち日本赤十字社	うち共同募金会
	53,564,807,342円	20,948,257,508円	29,499,246,435円	3,117,303,399円

(4) 配分状況

	配分基準額			支給件数	配分額	うち	
		うち県義援金	うち市義援金			うち県義援金	うち市義援金
死亡者	102万円	100万円	2万円	88 件	89,760 千円	88,000 千円	1,760 千円
重傷者	10万2千円	10万円	2千円	769 件	78,418 千円	76,880 千円	1,538 千円
全壊・解体	87万7千円	85万円	2万7千円	16,602 件	14,524,700 千円	14,080,775 千円	443,924.5千円
全壊・解体 【非課税世帯】	107万7千円	105万円	2万7千円	5,323 件	1,064,600 千円	1,064,600 千円	-
大規模半壊・半壊	43万8千5百円	42万5千円	1万3千5百円	36,769 件	16,110,581 千円	15,615,750 千円	494,831 千円
大規模半壊・半壊 【非課税世帯】	53万8千5百円	52万5千円	1万3千5百円	8,917 件	891,700 千円	891,700 千円	-
一損（修理）	10万円	10万円	-	9,456 件	945,600 千円	945,600 千円	-
一損（非課税）	3万円	-	3万円	18,525 件	555,750 千円	-	555,750 千円
一損（ひとり親）	3万円	-	3万円	2,680 件	80,400 千円	-	80,400 千円
計	-	-	-	99,129 件	34,341,508.5 千円	32,763,305 千円	1,578,203.5 千円

Ⅱ 熊本県決定の配分基準について

◆ 令和3年11月19日（金）開催の第61回熊本県義援金配分委員会において、市町村への配分基準について以下のとおり決定

(1) 住家被害世帯への一律最終配分)

① 配分基準額見直しの内容

熊本地震により、住家の全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書の交付を受けている世帯又は解体世帯として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯に対して、②の金額を一律最終配分。

② 配分基準額（最終配分）

対象被害	全壊・解体	大規模半壊・半壊
金額	26,278 円	13,139 円

(2) 熊本県配分における所要見込額（第61回熊本県義援金配分委員会資料より）

① 県の配分状況

第60次までの配分累計額 (A)	52,085,125,000円
第61次を含む配分累計額 (B)	53,564,807,342円
第61次配分額 (B-A)	1,479,682,342円

② 熊本市への配分額

- 上記第61次配分額の内、令和3年5月13日時点の本市におけるり災証明の被害区分に基づき、県から本市へ、948,047,055円を配分

Ⅲ 熊本市の配分基準について

- 令和3年11月末時における本市の半壊以上の義援金支給対象世帯数は、**50,836世帯**
- 本市義援金残額 **190,748,898円**及び県第61次配分額 **948,047,055円**の合計額 **1,138,795,953円**について配分。

【案】① 熊本県決定の配分基準と同じ比率で上乗せ

・全壊・解体：大規模・半壊＝2：1で配分。

※対象者からの申請を待たず一律での配分が可能。

	県決定分	本市上乗せ分	合計	世帯数	本市合計額
全壊・解体	26,278円	7,901円	34,179円	15,800世帯	540,028,200円
大規模半壊・半壊	13,139円	3,951円	17,090円	35,036世帯	598,765,240円
				合計	1,138,793,440円
				残金	2,513円

【案】② 以下の比率で非課税世帯に別で上乗せ（第6次における配分を参考）

・全壊・解体：大規模半壊・半壊＝2：1

・一律配分：非課税世帯への配分＝1：4

※前回の本市第6次の基準を継続して配分する。

※非課税世帯の割合に関しては、現状市外に居住する世帯、税の未申告世帯も存在することから、概算で算出。

（税務による本市非課税世帯28%にて算出（R3.1.1時点））。

※対象者からの申請後に全体の配分割合が確定するため、配分までの時間を要する。

	県決定分	本市上乗せ分	合計	世帯数	本市合計額
全壊・解体	26,278円	4,294円	30,572円	11,376世帯	347,787,072円
全壊・解体かつ非課税		17,176円	43,454円	4,424世帯	192,240,496円
大規模半壊・半壊	13,139円	2,147円	15,286円	25,226世帯	385,604,636円
大規模半壊・半壊かつ非課税		8,588円	21,727円	9,810世帯	213,141,870円
				合計	1,138,774,074円
				残金	21,879円

IV 配分後の残金について

【事務局案】

熊本市に義援金の申請がされた段階で、熊本市と対象世帯とは贈与契約が締結されている状態であり、10年の時効消滅を待った後に扱うのが適切であることから、歳計外にて保管し、時効消滅後、災害救助基金への積立などを行いたい。